

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きは、そ  
が休日には、そ  
の翌日  
たる翌日)

告

示

## 鳥取県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武信眼科	東伯郡大栄町大字由良宿一六二四一	平成十年十一月十六日

## 鳥取県告示第七百八十四号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院と認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
米子中海病院	米子市彦名町一二五〇	平成十三年十二月八日

### ◇告示

- 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 救急病院の認定（医務薬事課）
- 保険医療機関等の指定（保険課）

- 県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の決定（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定予定（森林保全課）
- 保安林の指定予定（森林保全課）
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）
- 土地区画整理組合の解散の認可（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- 都市計画法第六十六条による告示（〃）
- 公募型指名競争入札の実施（管理課）

### 鳥取県告示第七百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二三一	平成十年十二月一日
栄町クリニック	鳥取市栄町二二一一二	〃
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山二四三一三八	〃
松田医院	倉吉市伊木二〇一一六	〃
医療法人社団小林門脇外 科内科医院	境港市上道町一八九五一	〃
川西歯科医院	境港市明治町一七〇	〃
音田歯科医院	倉吉市西倉吉町二一	〃
民本医院	東伯郡東郷町大字旭七七一二	〃
瀧田小児科医院	米子市旗ヶ崎七丁目二五一二八	平成十年十二月三日
井奥産婦人科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一八一一	平成十年十二月六日
大草歯科医院	倉吉市仲ノ町七七〇	〃
池原整形外科医院	鳥取市桜谷四〇七	〃
岸歯科医院	米子市日原八〇四一二	平成十年十二月八日
たむら調剤薬局	鳥取市末広温泉町一六三	平成十年十二月十二日
財團法人恵仁会薬局	鳥取市西町五丁目一一三一二	平成十年十二月一日
米子市加茂町二丁目二一九	〃	〃

### 鳥取県告示第七百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畠地帶総合整備事業中山地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成十年十二月十六日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

中山町役場

#### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第七百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

どい薬局	米子市西福原六丁目二一一九	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三一一	〃
有限会社對山堂薬局	境港市本町二五一一	〃

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所  
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年十二月十六日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第七百八十八号**

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備事業金屋谷地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五号において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
平成十年十二月十六日から二十日間

事 業 主 体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
財団法人鳥取県農業開発公社	公社営畜産基地建設事業鳥取中部 地区農用地造成	平成二年三月二十日

**鳥取県告示第七百九十九号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所  
気高郡気高町大字下坂本字西山平一一四〇から一一四四まで、一一四四の第一、一

## 一一四五の一、一一四五の二

## 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び氣高町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第七百九十一号

(次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。)

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 林道用地とするため

(次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第七百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

(米子市大袋字寺山通三八〇の二(次の図に示す部分に限る。))

## 二 保安林として指定された目的

## 土砂の崩壊の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

(次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第七百九十三号

(次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。)

平成十年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 三 解除の理由

## 二 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

一 解除予定に係る保安林の所在場所	八頭郡河原町大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	水源のかん養
3 解除の理由	林道用地とするため
二 解除予定に係る保安林の所在場所	八頭郡河原町大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	水源のかん養
3 解除の理由	林道事業用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示第七百九十四号	
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、三朝町大瀬第一地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第一項の規定により、次のとおり告示する。	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示第七百九十五号	
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、鳥取市八丁田地区土地区画整理組合の解散を平成十年十二月八日認可したので、同条第五項の規定により告示する。	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示第七百九十六号	
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示西尾邑次	
一 開発許可の年月日及び番号	
平成十年一月二十九日 鳥取県指令都計二一二第十三号	
二 開発区域に含まれる地域の名称	
米子市一本木	

進木 裕雅	東伯郡三朝町大字大瀬六四〇
角本 章	東伯郡三朝町大字大瀬一一五
中松 智幸	東伯郡三朝町大字大瀬五九三一二
福田 茂樹	東伯郡三朝町大字大瀬三六一
松井 孝	東伯郡三朝町大字大瀬四一二
松原 宏幸	東伯郡三朝町大字大瀬三四一
鳥取県告示第七百九十五号	
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、鳥取市八丁田地区土地区画整理組合の解散を平成十年十二月八日認可したので、同条第五項の規定により告示する。	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示第七百九十六号	
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。	
平成十年十二月十五日	
鳥取県告示西尾邑次	
一 開発許可の年月日及び番号	
平成十年一月二十九日 鳥取県指令都計二一二第十三号	
二 開発区域に含まれる地域の名称	
米子市一本木	

## 平成10年12月15日 火曜日 鳥取県公報

二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市

米子市長 森田 隆朝

**鳥取県告示第七百九十七号**

都市計画法（昭和四十二年法律第二百号）第六十一条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公示する。

平成十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 昙 次

鳥取県知事 西 尾 昙 次

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年12月15日

1 工事の概要

(1) 工事名 県立倉吉東高等学校体育館等改築工事

(2) 工事場所 倉吉市下田中町

(3) 工事内容

ア 本件工事は、県立倉吉東高等学校の旧体育馆、部室、倉庫及び渡り廊下を撤去し、新たに体育馆及び渡り廊下の建築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 体育馆 構 鉄骨造2階建

建築面積 1,943.22m<sup>2</sup>

延べ床面積 1,699.00m<sup>2</sup>

イ 渡り廊下 構 鉄骨造平屋建

建築面積 371.27m<sup>2</sup>

延べ床面積 371.27m<sup>2</sup>

(5) 工期 平成11年3月から平成12年2月15日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

**調達公告**

一 都市計画事業の種類及び名称	米子境港都市計画道路事業 111・111・111号米子中央線	
二 施行者の名称	鳥取県	
三 事務所の所在地	鳥取市東町1-1-111〇	
四 事業地	1 収用の部分 米子市錦町1丁目、錦町1丁目、錦町1丁目、角盤町1丁目、角盤町1丁目及び角盤町1丁目地内 2 使用の部分 なし	
	ア 体育馆 構 鉄骨造2階建 建築面積 1,943.22m <sup>2</sup> 延べ床面積 1,699.00m <sup>2</sup> イ 渡り廊下 構 鉄骨造平屋建 建築面積 371.27m <sup>2</sup> 延べ床面積 371.27m <sup>2</sup>	

## 縣公取鳥

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- (4) 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものと有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。
- (6) 平成10年12月15日（火）から平成11年2月2日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札參加資格者指名停止措置要綱に基づく指定停止措置を受けていないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨造で一棟の延べ床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
- ア 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。
- イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成10年12月15日（火）から同月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

(1)のイに同じ。

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

## (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。